

肅正選挙から翼賛選挙へ

——兵庫県東播磨地方（兵庫三区）を中心に——

小南浩一

- 一、はじめに
- 二、三六年肅正選挙後の政党の反撃
 - ①第六九議会における三六年選挙の総括
 - ②第七〇議会における衆議院選挙法改正案と「人権蹂躪根絶に関する決議案」
- 三、三七年肅正選挙の総括
- 四、三七年五月の加古郡県議補欠選挙
- 五、肅選の総仕上げ（第四次肅選）としての三九年府県会議員選挙
 - ①東播磨地方の状況——特に加古郡の動向を中心に
 - ②政党解党期前後の政党の自己認識
- 六、三九年衆議院兵庫三区の再選挙
- 七、肅選の発展としての四二年翼賛選挙
- 八、肅選と翼選との関係

一、はじめに

一九三五年の府県会議員選挙、三六、三七年の総選挙と三次にわたって所謂肅正選挙が実施された。本稿は、この肅正選挙のあと三九年の府県会議員選挙を経て四二年の翼賛選挙にいたる政治史を、兵庫東播磨地方（兵庫三区）を事例に、選挙過程を通じて分析するものである。

該地方は元来政友会の強い地域であったが、三七年総選挙では社会大衆党の躍進を反映して、河合義一（杜大党）がはじめて議席を獲得した。さらに三九年県議選では、無産派は全国的に後退したにもかかわらず兵庫県では四名の当選者を出し、該区も杜大党が一議席を死守した。一方、定数二の一議席を指定席としていた加古郡で、はじめて政友会が議席を失っている。同じ時期に実施された衆院の再選挙でも政友会は公認候補を立てられず、右翼農民運動の皇国農民同盟吉田賢一が当選している。さらに四二年翼賛選挙ではこの吉田が非推薦で当選している。同時に、まったくの新人で、満州国官僚でかつ軍部官僚でもあった黒田巖が当選したことは、翼賛選挙における中央の意図が貫徹された典型であるといえよう。

分析の視角は以下の三点である。

一、三六、三七年肅正選挙がどのように総括されたかを衆議院の本会議あるいは予算委員会における議論を通して分析する。そして、それらの議論のなかに、翼賛選挙の論理が伏在することを明らかにする。

二、所謂「ファシズム期」の民衆の動向を、選挙過程を通じて考察する。と同時に該期における政党の自己認識とその実態を検討する。

三、肅正選挙と翼賛選挙との関係性をどのようにとらえるのか。その中間点である三九年府県会選挙をどのように位置づけるのかを検討する。

二、三六年肅正選挙後の政党の反撃

①第六九議会における三六年選挙の総括

三六年総選挙後の五月四日から始まった第六九議会は、二・二六事件後のはじめての議会でもあった。従って大きな争点となったのはこの二・二六事件関係のほか、軍事費、不穏文書取締法案、総動員機密保護法案、思想犯保護観察法案等であった。そして、もう一つの争点が三六年肅正選挙における選挙取締りをめぐる問題であった。五月九日の予算委員会で、民政党の武富済が同党の人権蹂躪事実取調委員の調査報告をもとに、夥しい具体例を提示して、舌鋒鋭く司法内務両大臣を追及する様はまさに圧巻であり、政党の官僚に対する反撃の厳しさは政党内閣期の政党の姿を彷彿とさせる。武富は三六年肅正選挙を次のように総括した。即ち、「取締りは苛烈酷烈を極め、結局選挙の肅正は選挙の萎縮となり、棄権は増大した、民衆をして選挙運動から逃避せしめた、触らぬ神に祟なしと云ふことになる、是は明に立憲政治の進歩を停顿せしむる国家の一大損害である」⁽¹⁾。武富は司法官試補、千葉地裁判事、大審院検事務取扱、のち弁護士を務めるなど司法の専門家であった。民政党はこの武富の他、同じく司法官試補、神戸地方裁判所大阪控訴院各判事、弁護士等の経験のある野田文一郎などを立て、三六年肅選の人権蹂躪の実態を政府に鋭く迫ったのである。

ひとり民政党だけではない、政友会も司法の専門家とも言える砂田重政などを立て、自白の強要など人権蹂躪の具体例を挙げ政府を追及している。こうした政党側の質疑や追及、それに対する司法内務両大臣の答弁を見る限り、後述するような政党側の思惑があるとはいえず、論理と事実に基づく政党側の優勢がはっきりと読みとれる。ここでは政党内閣崩壊後のさらには二・二六事件直後の軍部・官僚の抑圧によって「弱体化」したとされる政党のイメージはな

武富が示した司法警察官による人権蹂躪に関する具体的事例のすべてを列挙する余裕はないが、ここに二、三紹介する。

① 二月一六日～三月下旬、赤羽警察署、四〇日間拘留、選挙違反の嫌疑で特高係の巡査が被告を椅子に掛けさせ、膝の上に靴のまま乗って、踵でグルグル左右に膝を動かし侮辱、焼火箸で頭を殴って、右の頬に火傷をさせた。

② 高知県安芸警察署、四日間拘留され殴打、胴締めの拷問→レントゲン診察の結果内傷、同管内では昨秋の県議選でも、算盤で殴打した巡査が罷免された。

③ 大阪十三警察署、背後に手を縛り天井に吊し上げ、動物をむち打つ革ひもで臀部を打って自白を強要↓その後民政党が調査を開始したと驚いて、警察は四月二七日頃、関係者に一切取調べの模様を口外しないと、いう誓約書をとって証拠隠滅を図った。⁽²⁾

武富は二・二六事件後の肅軍と対比させ、「私は肅警ということを主張したい」とし、「国家権力を挟んで居る所の官公吏、司法警察官たるものが其権力を恣にして、民衆を拷問し、凌虐し、負傷せしめ、甚だしきは死に到らしめ、若しくは自殺を決せしむるに至るといふことは、実に容易ならざる聖代の不祥事⁽³⁾」と追及する。また武富は弁護士出身者らしく、司法大臣の選挙違反は厳罰に処すという訓話を捉え、選挙違反を他の違法行為と区別するのは国憲国法の尊厳を保持する観点からおかしいと疑問を呈している。⁽⁴⁾ こうした司法大臣の発言は末端の裁判官に一種の心理的圧力を与え、裁判の公正さを損なう虞がありはしないかと。⁽⁵⁾ 例えば普通の収賄罪などの判決を見ると、百円、二百円、若しくは二千円、三千円与えた人でも執行猶予、罰金刑くらいで処罰されている者が多いのに、選挙に限って五〇銭貰っても、五〇円、一〇円やっても三ヶ月、これが司法大臣の厳罰主義ではないか。選挙と言えば眼の仇のように厳罰

厳罰、自分の権限なきことを忘れて判事に訓令するような態度を執つて、院長、所長の自由を束縛するから、末端でも遂に厳罰になって非常識極まる判決になる。従つて検挙に優る肅正なし、裁判所も、検事局も、司法警察官も夢中になって厳重に処罰すれば、それで選挙が肅正されると考へるならばとんでもない錯覚だと厳しく批判している。⁽⁶⁾まさに選挙の肅正より検挙の肅正が必要である所以である。

このように三六年選挙において、「警察官吏は飽くまで厳正公平の態度を持すること」という中央の方針にもかかわらず、地方では相当強引な司法警察の取調べや裁判の厳罰主義という不公正がうかがえるのである。司法大臣や内務大臣の議会における公式答弁と、実際に肅正運動を主導する官僚、さらには地方の末端(現場)で運動を担う警察官等の行動には大きな落差があつたと言わなければならぬ。

五月一二日の予算委員会で、民政党の野田は当時の国民が反感をもっている国家機関を三つ挙げている。即ち警察・軍部・司法である。全警察の能力を選挙肅正に傾注したために、左翼や右翼への査察が不十分で、もし右翼の査察が充分であれば二・二六事件も防ぎ得たかもしれないと指摘している。そして、新内閣は前内閣と同じような取締り方針で肅選に臨むつもりかと追及し、広田首相に改善を約束させている。⁽⁸⁾

さらに五月一六日の予算委員会で武富は、政党を完膚無きまでに罵倒し議会制度への嫌悪を露骨に表明していた永田拓務大臣を追及すると同時に、こうした議会否認論者、政党否認論者を閣僚にした総理の責任を問うている。⁽⁹⁾このように第六九議会において、三六年選挙を主導した内務・司法官僚に対する政党側の反撃は相当強いものがあつた。そして、来るべき総選挙における政党の主導権を確保するために、後述する衆議院選挙法の改正案、あるいは人権蹂躪根絶決議案が提出されるのである。

②第七〇議會における衆議院選挙法改正案と「人権蹂躪根絶に関する決議案」

先の六九議會で、政党側が三六年選挙における司法警察官などの行き過ぎた取締りを舌鋒鋭く批判したことはすでに述べたとおりである。さらに、第七〇議會で政党側は二つの法案によって、内務・司法官僚の主導する肅正選挙に對抗したのである。即ち、衆議院選挙法改正案と「人権蹂躪根絶に関する決議案」(以下、人権蹂躪根絶案と略称する)である。政民両党によって今回提出された衆議院選挙法改正案は、先の第六九議會で可決された衆議院選挙法改正に関する決議案を受け継ぐものであったが、一言で言えば、選挙運動の範囲を常識的な線まで拡充するものであった。⁽¹⁰⁾

これに対して、肅選の効果によって議席を増やした社大党は、政民の旧法への復帰は腐敗選挙を復活するとし、窮屈を忍んで選挙肅正を徹底しなければならぬと批判した。加藤勤十なども、選挙権の拡張や選挙区制の変更といった抜本的改正に手を付けず、従来型の選挙に固執する政民を批判した。結局、この法案は三七年三月二四日の本会議において政民両党の賛成多数により可決したが、貴族院で審議未了となった。

一方、人権蹂躪については、二月一六日の本会議で民政党の濱野徹太郎が官僚横暴の象徴として、内務・司法両大臣に質問している。先述の第六九議會における武富同様、例えば富山県では七人の被拘留者が自殺を企て、三人が死亡する事例など、選挙違反取調べの具体例を提示し、政府を追及している。これに対して、河原田内務大臣は警察官の一部に不心得者がいたことを認め、厳正な処置をしたと答えた。また、塩野司法大臣も司法当局として全国的調査を実施した結果、司法警察官の職権濫用や暴行暴虐の事実があったことを認め、今後このような不祥事を起こさないよう対処すると答弁している。⁽¹¹⁾

さて、第七〇議會では、人権蹂躪に関する決議案は二種類提出されていた。河上丈太郎や浅沼稻次郎らの提出による社大党の「人権蹂躪に関する決議案」と、政民両党と昭和会の共同提案によるこの人権蹂躪根絶案である。両者を一括上程すべしとの河上らの動議が否決され、後者のみが上程された。ここに、政党側の思惑の違いがあった。政民

両党にしてみれば、内務司法官僚を中心とする「官僚独善主義」への批判であり、牽制であった。そして、それによって、選挙運動の自由度を確保したいということであった。従って、さきの衆議院選挙法改正案と同じ発想から提起されたものであるといえよう。一方、肅正選挙を進めることが議席増につながった社大党は、肅正選挙を後退させようとする政民両党の思惑を批判した。単なる選挙違反取調べの際の人権蹂躪ではなく、憲法によって保障された政治的自由の確立という本質的な観点からこの問題を論ずべしというのが社大党案であった。即ち、選挙違反のみならず、社会運動事犯をはじめ、一切の違反に対する人権蹂躪の根絶を対象とするものであった。三月二五日の本会議で加藤勘十は、人権蹂躪が思想犯など社会運動違反に対する過酷な取締りに端を発しているにもかかわらず、そこには触れず選挙違反のみを問題とする政民両党の御都合主義を厳しく批判している。⁽¹²⁾ 加藤が引用した「読売新聞」も「政党が今日になって騒ぎ出した主要な理由は、選挙違反事件の被告に拷問を受けた者があったからのことで、其他の普通犯罪や社会運動事犯だけなら、大抵は知らぬ顔をして居るのである、選挙違反の場合だけは、お手柔らかにと云ふやうな態度では、此問題は何時になっても解決しない⁽¹³⁾」と批判している。

三、三七年肅正選挙の総括

さて、三七年肅正選挙はその直後の第七一議會でどのように論じられたであろうか。同年七月二五日から始まった第七一議會は、近衛新内閣の施政方針と七月七日に勃発した盧溝橋事件への対応に多くが費やされた。しかも、北支事変に関する昭和一二年度の追加予算案の審議においても、政府の説明に対して、質疑を省略して直ちに討論に入るとの委員長の要請にそって審議の促進が図られている。⁽¹⁴⁾ 従って、先述の三六年選挙後の第六九・七〇議會のような、選挙をめぐる活発な議論はなかったといえよう。それでも、七月三〇日の第四回予算委員会で、民政党の原夫次郎は現行選挙法の弊害を指摘し、近衛内閣にこの選挙法の改正案を次期議會に提出する用意があるかと質している。⁽¹⁵⁾

原は、若き頃フランスに留学、パリ法科大学院を卒業、フランス法学博士の学位をもち、広島区や東京区の地方各裁判所判事、東京控訴院検事、法制局参事官、司法省参事官などを歴任した司法の専門家であった。原によれば、三七年選挙で起訴された被告人が一万八千余、拘禁して取調べを受けた者四万人以上にのぼるといふ。従つて、差し引き二万二千人は悉く不法検挙であるとしている。三七年選挙は先述の政党側の反撃、牽制もあつてか、検事局に送致された人員は八八四六人と半分以下に減少している。⁽¹⁶⁾しかし原は、依然として厳罰主義のもとに過酷な取調べ↓人権侵害が行われており、「国民は司法官府を怨府と心得、又選挙法を非常なる悪法と呼はり、之に怨嗟の声を放つて居る」と指摘している。⁽¹⁷⁾

一方、政友会では森田福市が、七月三十一日の第五回予算委員会で選挙違反者を検挙した警察官に、一件につき五円とか三円とかの賞金を出している事実を指摘し、このような「検挙の即賞主義」が強引な拘留や虚偽の自白強要などの人権蹂躪事件を引き起こしていると批判した。これに対する馬場内務大臣の答弁は、「其点に付ては私として篤と研究致します⁽¹⁸⁾」という簡単なもので、これは指摘された「検挙の即賞主義」を認めたものあり、特段、改める必要もないという一種の開き直りともとれる発言であつた。さらに森田は、検事の人権蹂躪を監視する審査部が大審院に設けられたことについて、同僚の検事が調査するのではなく、第三者機関を設置して公正な審査が出来るようにすべきだと提言している。⁽¹⁹⁾このように三七年選挙も厳罰主義のもとに肅正選挙が実施されたが、先述の検事局送致人員の半減など、政党側の官僚に対する牽制が一定の効果を取めたことも事実であつた。

四、三七年五月の加古郡県議補欠選挙

坂野潤治によれば三六、三七年総選挙にあらわれた国民の意向は相当に明確で、三六年選挙は政友会の凋落と民政党、社大党の躍進、三七年選挙はもっと劇的で、政友会の現状維持と民政党の議席減少、社大党の倍増となり、社会

民主主義勢力の躍進が日中戦争勃発直前の日本政治の一大特徴だと言う。⁽²⁰⁾

兵庫県下でも三十七年選挙において、社大党は四名全員当選を果たし、一区(神戸市)は複数当選、三区も河合義一が二位当選を果たし初めて議席を獲得した。さらにこの総選挙の直後、五月一三日に実施された加古郡における兵庫県議補選(現職の死亡による)の結果も、躍進する社大党の党勢を示している。即ち、社大党の新人北島武夫が四八三一票を獲得、政友会は支部の調整がつかず三人の新人が立候補、岡田瀬三郎三二〇八票、鳴瀧義信二七八〇票、小山一雄一〇三九票であった。この結果は二つの点で重要である。一つは政友会が本部も支部も候補者を調整できず、およそ政党の体をなしていないということ。二つは社大党の得た四八三一票が、同郡における県議選でかつて無産派が獲得した最高票数の三二八五票を大きく上回るものであること。この三二八五票とは普選第一回の二七年選挙で河合の盟友行政長蔵が一位当選したときのものである。加古郡は複数区であればこそ無産派がその一角に食い込む余地があったが、補選のように一名を選挙する場合は既成政党が絶対有利である。にもかかわらずの当選であった。この「小さな」結果は日中戦争直前の社会民主主義勢力の躍進という先の坂野潤治の指摘を裏付けるものであった。また、北島の当選は加古郡を含むこの東播磨地域の労農運動が最も盛んであった一九二七、八年頃の状況を想起させるものである。前掲坂野論文は三十七年の一月〜五月の労働争議が、前年同期に比し、件数で二倍、参加者数で九倍近い増加を示していたことを指摘し、社大党菊川忠雄の次の発言を引用している。「今回の労働攻勢は必然に、労働者階級の政治的進出と相関して進行している。一昨年の秋の全国府県会選挙戦から始まって、昨年二月の国会総選挙戦、それに続く地方自治体の選挙戦から本年の総選挙を通ずる社会大衆党の躍進は、実にこの労働攻勢の反映であり、……」⁽²¹⁾

五、肅選の総仕上げ(第四次肅選)としての三九年府県会議員選挙

内務省は三次にわたる肅正選挙をどのように総括したのか。内務省地方局の見解によれば、過去の肅選は投票の買

収、選挙ブローカーの横行等の悪質犯罪の激減など、消極的效果は大いにあったが、憲政の発達に寄与し得るような積極的效果は不十分だとしている。しかし、一方で、粛選の効果として各地に展開された愛市愛郷運動を評価している。⁽²²⁾従って粛選の終局の目的はまだ達しておらず、この三九年府県会选择こそ、「一層選挙粛正の趣旨を徹底し事変下に於ける国民奉公の誠を致さしむべきは勿論、過去五カ年に於ける粛正運動の仕上げを為」すべきであるとしている。⁽²³⁾そして、日中戦争という新しい事態における粛正運動のあり方として留意すべき点を五つ挙げている。そのうち、選挙を国防とならぶ義務とし、天皇の大政を翼賛する臣民道の実践であるとしているのは先の粛選でも用いられた論理であるが、以下の点が新しい。即ち、国家総動員法の一環として選挙が捉えられ、選挙が人材の総動員であることが強調されていることと、同時に国民精神総動員運動の一環でもあった点である。そのための具体的方策として国民精神総動員運動を担う指導層、中堅層を養成し彼らの自覚と奮起を促すことや、市町村に於ける部落会、町内会、隣保班等の実践網の活動を促すことなどが挙げられ、粛選が国民統合運動の一翼として位置づけられている点に特色があった。

このような内務省の意向を受け、兵庫県の粛正委員会は次のような実施要綱案を決定している。例えば運動の方針として、①国民精神総動員運動と緊密なる連絡を保ちその一翼として実施すること、②時局に対する正しい認識及び日本精神発揚を基礎として実施すること、③指導者階級及び公民の中堅たる壮年層の自覚と奮起を促すこと、市町村における選挙粛正実行委員会または町内会、部落会、隣保等の活動を促し以て自発的運動たらしむること、今回は特に選挙粛正の完成的決心を以て徹底の方策を講ずることである(『神戸新聞』以下、『神戸』と略称する。三九年八月四日)。「神戸」はさらに翌日の社説「良質者の立候補望む 粛正選挙の前提条件」で、粛選の目的が、選挙犯罪の絶滅や棄権の防止にもまして良質者の立候補にあると主張している。さらに良質者を確保するためには、選挙民の側で良質者を立候補せしめるよう努力すべきであると、候補者推薦制を示唆している。

①東播磨地方の状況―特に加古郡の動向を中心に

一市七郡で構成される東播磨地方にあって、加古郡のみが定数二の複数区であり、少なくとも一議席は政友会の指定席であったが、今回の選挙で政友会は普選以来初めて議席を失う。政友会副支部長中井一夫は選挙後、この結果を大きな番狂わせと語っている(『神戸』三十九年九月二七日)。この選挙は中央で政友会が分裂した直後の選挙であったが、選挙前の予想では、政友の新人岡田瀬三郎と民政の現職水野常松、社大党現職の北島武夫三者の勢力は伯仲と見られていた。結果は民政水野が五七六〇票と前回の三五年選挙時より約二〇〇〇票増やして圧勝した。政友岡田は三八七七票で、社大党北島三九五二票に惜敗した。政友岡田の得票は二年前の同郡補欠選挙での得票に約七〇〇票上乘せしたにすぎない。同補欠選挙の他の二人の政友候補の合計得票数約三八〇〇票が、同じ政友の岡田には投ぜられず、むしろ民政水野に多く流れたため、決して民政の強くないこの加古郡で民政票が急増したものと考えられる。また、惜敗とはいえ、初めて政友派の議席がゼロとなったと同時に、全国的な社大党退潮傾向の中で、社大党が議席を守った点が注目される。この三九年選挙の特色は中立候補の増加にあったが、中立には政友系が多く、内務省や県当局が期待する時局にふさわしい新人の進出には至らず、結局、新顔は一七名で新鮮味なしと報じられている(『神戸』九月二七日)。また、日本海運専務小畔四郎はこの選挙結果を評して、「変わりばえのしない顔ぶれ…非常時局にふさわしい立派な新人がほしかった。この結果から見ると国民が戦時日本をまじめに考えているのかしらと思えます」(同上)と語っている。こうした一般民衆に対する不信任は、企業のトップや当局など支配層に限らず新聞などのジャーナリズムも同様にあった。九月二七日の『大阪朝日新聞』(以下、「朝日」と略称する)は社説「府県会選挙の反省」を掲げ、三九年選挙がこの時局下にどれだけの意味と効果をもたらしたかは朦朧として捉えがたいとし、当局の掲げる選挙目標Ⅱ戦時下選挙の意義徹底についても、そうした自覚に基づいてなされたとは到底見られないと批判している。そして、現行の選挙法によって国民の政治意欲が向上することは困難だという根本問題に直面せざるを得ず、従って、

選挙や選挙法に反省の眼が向けられる一つの機縁となる可能性が今回の選挙の意義だと皮肉っている。ここでは次の二点が重要である。①選挙はかつての政党内閣時のように、各政党間に政見政策の差異が存在し、それによって政権の移動が行われてこそ意味があるということ。しかしながら、②時局下の挙国一致方針のもとではその体制にふさわしい選挙のあり方、選挙法があつてしかるべきであるという議論である。即ち、挙国一致体制にふさわしい選挙のあり方を志向する意味で翼賛選挙への架橋となりうる認識であることを指摘しておきたい。

また、棄権率は県平均が二六・七％で、前回の三四・一％に比し好成績を収めたとはいえるが、前回の三五年選挙が異常だったのである。前回棄権率五二％を記録した神戸市も今回は三八％であつた。さきの三七年選挙が二八・九％であつたから、棄権率はほぼ同じである。兵庫県では棄権防止の一策として投票済証およそ七〇万枚を調製、投票日当日、投票を済ませた者に配布し、帰宅後直ちに門標に貼附させることにした(『朝日』八月一〇日)。しかし、こうした度重なる当局の棄権防止の呼びかけにもかかわらず²⁴棄権率が減少しないのは、上述のように選挙そのものの意味が見いだせず、ひたすら国民的な義務観念によつて²⁵いるからであらう。

② 政党の自己認識

二府三七県にわたる三九年選挙の結果は政友六六四議席(占有率四二・三％)、民政六一〇議席(三八・九％)、無産党三三議席(一一・一％)、中立一八四議席(一一・七％)であつた(『読売新聞』一〇月一七日)。政民の議席占有率は前回の八三・七％から八一・二％と若干の低下を示したものの、依然圧倒的な勢力を誇示している。三九年選挙の特色は社大党の停滞と中立議員の急増である。こうした選挙結果を踏まえ、当時の政党はどのような自己認識をもつていたかを民政党を例に考察しよう。

民政党幹事長内ヶ崎作三郎は三九年選挙の結果を踏まえ、大略次のように語っている。

国民の大多数は依然として政党を信頼して居るように思われる。政党は国費や道府県費に依らず、党員の寄附や犠牲によつて維持されている団体である。莫大な費用と施設と国民保護を有する官僚に比較すれば、その外観は極めて振るわない。しかし、一意専心国政國務を研究し、また地方行政、財政等を研究するもの、政党を除いて之に匹敵する団体は極めて少ない。国民もまた政党に対する愛慕の情を取り返しつつあるが如くにも見える。這回の言論戦は候補者及び応援弁士宜しきを得たる場合に於いては至る所、相当の聴衆を引き付けたのである。吾人は自重せねばならぬことを痛切に考へる。²⁶

ここには国政を担当する政党人としての誇りとその責務の自覚がうかがえる。さらに政党に対する国民の信頼が回復されつつあるとの認識が示されている。また、『民政』三十九年一月号の巻頭論文は「国民意思の総力政治」と題して、三十九年選挙に示された民意は、依然政党が一億国民の総意を結晶した厳然たる一大存在であることを示すものであると総括し、議会政治の重要性を主張している。²⁷

しかし、その後一年を経ずに、他の政党と同様民政党は解党するのである。この間の民政党の自己認識の変化については、今後の検討課題としたい。

六、三十九年衆議院兵庫三区の再選挙

衆議院兵庫三区では、三十七年総選挙で当選した政友会田中源三郎の選挙違反による失格が確定したことよつて、三十九年八月二七日に再選挙が実施されることとなった。従つてこの再選挙は第五章で述べた県議選と併行して実施された。政友会の中央分裂直後の選挙であり、選挙前の予想でも、久原、中島両派が分裂選挙とともに候補者を立てるよ

うなことがあれば、政友絶対優勢の地盤でありながら漁夫の利を占められる懸念があると報じられている(『神戸』八月五日)。また、同新聞は八月八日に「政友会支部に望む」という社説を掲げ、兵庫県支部副代表の中井一夫代議士の「党本部の実状に囚われず、支部は独自の立場において人選し、一致全力を尽くして所期の目的を期すべきである」とのコメントを紹介し、支部は党本部の抗争の外に超然として、一致協力す可しと主張している。しかし、政友会の候補者選びは一〇日の支部の協議会でも決まらず、また、当初出馬を表明していた候補の断念によって再び暗礁に乗り上げ、一五日になってようやく元県議の小山十次に決定した(『朝日』八月一六日)。一方、民政党は三七年選挙で惜敗した柏木清治の名が挙がったが(『朝日』八月一〇日)、結局、その柏木の推薦により、元県議で現職の垂水町長田口政五郎が町長を辞任して公認候補として立候補した(『神戸』八月一五日)。また、社大党は当初元県議の行政長蔵の名が挙がっていたが、一四日の支部選挙委員会でも決まらず、ついに候補者擁立を断念する。現職に河合がおり、また県議選では北島が再選を目指すという状況で、さらにここで公認候補をかかげるまでには社大党の人材は豊富ではなかったというべきか。こうした既成政党を尻目に、いち早く立候補したのが皇国農民同盟の吉田賢一であった。

さて、選挙状況であるが、県議選に先立つこの再選挙で選挙粛正運動に弾みをつけたい県当局の思惑にもかかわらず、該区は早魃の被害甚大で、特に農家では選挙どころではないという情勢にあり、政見発表演説会は概ね聴衆少なく、流会に終わった会場も少なくないといわれ、言論戦は極めて不振⁽²⁹⁾、民衆の反応は気乗り薄を通り越した低調さを示し、投票率は三割から四割までと報じられている(『朝日』八月二六日)。

結果は吉田(皇国農民同盟)が二七六二〇票、田口(民政党)一五五八九票、小山(政友会)一四八五三票で、吉田の「悠々当選」(『神戸』八月二九日)となった。吉田の勝因は一九二八、三〇、三七年総選挙に続く四度目の出馬で知名度があったこと、いち早く出馬を表明して選挙運動を有利に展開したこと、さらには政友会の小山が中央分裂の影響を受け非公認となったため挙党態勢が組めなかったことにある(『神戸』同上)。そして最も重要な点は、さき

の三七年総選挙で社大党の河合が獲得した一五六三六票のほとんどが吉田に投じられた点である。農家における経済的窮乏、さらに折からの旱魃による打撃で農民の絶望感は頂点に達していたが、吉田はそうした農民票の受け皿になったといえよう。

七、肅選の発展としての四二年翼賛選挙

三九年選挙が国民精神総動員運動の一環として実施されたことについてはすでに述べた。その国民精神総動員運動は四〇年四月、時局の新段階に対応した総動員運動の再出発のため、その機構が改組された。そして「国民精神が常に国家の求むる所に沿い、国策に対する国民の協力実践として力強く顕現せられること」⁽³⁰⁾が期待された。四二年の翼賛選挙はこうした新たな国民精神総動員運動の一環として実施された。

四二年二月一八日、政府は閣議で衆議院議員総選挙対策翼賛選挙貫徹運動基本要綱を決定、内務省を中心に大政翼賛会、選挙肅正中央連盟の協力の下に挙国的に一大国民運動を展開することを決定する。翼賛選挙の目的が、この選挙を契機とする国民運動によって国民の志気を昂揚させ大東亜戦争を完遂させることと、時局の新段階に対応する清新強力な議会の確立にあったこと⁽³¹⁾は周知の通りである。そして、この翼賛選挙貫徹運動を展開するに当たっては「従来行われ来りたる選挙肅正運動に一步を進め」⁽³²⁾るものであった。即ち、翼賛選挙貫徹運動は在来の選挙肅正運動の消極性を完全に脱却した画期的な新政治体制建設推進運動(「神戸」四二年三月二七日)として展開された。三九年選挙が肅正選挙の完成的決心を以て実施されたにもかかわらず、四二年選挙であらためて「肅正選挙の消極性を脱却」すべしと主張することの意味はどこにあるのか。衆院予算委員会において、市町村議会ですでに実施されている候補者推薦制に関して、湯沢内務次官は「衆院選においてもやり方さえよければ従来の選挙肅正を一步進めるもの」(「朝日」四二年二月九日)と答弁している。なお、この推薦制については憲法違反にあたるという同交会の批判があり、従っ

て政府も推薦母体である翼協とは一線を画すことになるのは周知の通りである。

さて、兵庫三区における翼賛選挙の過程をみていこう。翼賛政治体制協議会兵庫支部のメンバーでもあった衣川退蔵は「選挙の結果が現内閣存続の上に聊かでも暗影を投げかけるようなことがあってはならない」（『神戸』三月二日）と発言しているが、これでは選挙による国民の政治的意思の表明が否定され、政府の政策、方針に追従する候補者を追認するという意味しかもたなくなる。まさに上述の「国民精神が常に国家の求むる所に沿い国策に対する国民の協力実践」運動としての国民精神総動員運動と符合する。

翼賛選挙については新聞などジャーナリズムの姿勢が強硬である。三月一四日の『神戸』は、翼賛選挙直前の二月二六日に行われた加古郡県議補選の結果を厳しく批判した。即ち、当選確定とまで支持を受けていた新人候補が、圧倒的な差で千軍万馬の某氏に敗北した実例は、選挙の実態がどこにあるのかを知らしめた。このような職業的旧政治家達の潜入策謀を許してはならないと。千軍万馬の某氏とは、大正期から県議を務め、さらに一〇年以上にわたって加古川町長を歴任した小山十次であり、新人とは沢善三郎である。得票数は小山七三一一票、沢三一一票であった。新聞等がいくら新人待望論を煽っても、有権者はそのような新人に頼るよりは、実績のある無難な人物を選択したいえよう。従って、翼協の阿部会長の「推薦については当選の可能性のある者から選考されるだろう」とのコメントもある意味では当然であった。しかし、三月一七日の『神戸』は社説で「安易な推薦を避けよ」と題して、こうした翼協の姿勢を批判している。即ち、時局が求めるのは若く、時局認識の十分な、翼賛運動に挺身する多数新人の輩出で、彼らは選挙に不慣れで当選は難しいが、何回でも解散して荒療治をしなければ政界の病根は治癒しないとしている。従って当選の可能性などを第一の標準とせず、まず出したい人の基準を定め、基準に合致する人を選考推薦し、全力で応援するという根本方針で臨むべきだと主張している。さらに同新聞は三月二一日の社説「翼賛選挙と青年の情熱」で、青年層によって展開されるすべての運動は進歩的且つ革新的と青年を持ち上げ、ナチスの例まで出して、

翼賛運動における青年の役割に期待を表明している。五・二五事件や二・二六事件の青年将校に大甘だった新聞の面目躍如と言うべきか。

こうした当局や新聞などの意気込みにもかかわらず、選挙戦は盛り上がりを欠いた。二、三の例外を除いては一場に百名を越えることは珍しく、ひどいのは一〇名内外の聴衆に弁士が声を囁らしている風景も見受けられたと報じられている（『神戸』四月二四日）。

さて、兵庫三区の翼賛選挙の結果は以下の通りであった。

小林絹治	(翼協推薦)	二八、九〇二票
黒田巖	(翼協推薦)	一九、六八二票
吉田賢一	(無所属)	一二、一三八票
田中源三郎	(無所属)	一一、二八八票
八木幸吉	(翼協推薦)	一一、一二四票

兵庫県の翼協推薦候補は四月六日、本部から発表された。三区は小林、八木、黒田の三名である。これより前、三月二四日の段階では現職の小林、河合義一、吉田は再出馬、さらに元代議士の八木、前代議士の田中も再出馬を決意。その他、元代議士の柏木清治、県議の小山十次、その他黒田、翼賛会県支部常務委員の大西甚一平らも名前が挙がっていた（『神戸』三月二五日）。結局、立候補は上記の通り、推薦候補三名のほかに現職の吉田と元職の田中の五名となった。現職河合は立候補しなかったが、この理由については特定できない。河合の伝記によれば翼賛選挙を潔しとせず不出馬とのみ記されている。あるいは前年の妻の死があったのかもしれない。³³

翼賛選挙直前の二月に警視庁情報課が作成したと言われる「衆議院議員調査表」によれば、小林は乙、河合、吉田

はともに「時局認識浅く徒に旧態を墨守し、常に反国策的・反政府的言動をなし、又は思想的に代議士として不適当なる人物と認めらるる者」という丙の評価がなされている。また、当落予想については小林、吉田が不明とされているのに対して、河合は落選とされている³⁴。旧社大党系の候補者は兵庫一区の河上丈太郎などもそうであったように、ほとんどすべて丙の評価であるが、河上は当選の予想がされている。河上のように丙評価の者が翼協の推薦候補となる事例は多くあり、上述の阿部会長の言う当選の可能性のある者から選考されるというのは、ほぼその通りに実現されたといえよう。

吉田は大政翼賛会の兵庫県支部の常務委員を一期三年務めるなどの実績もあって支部の内申では名前が挙がっていたが、最終決定でははずされ、かわりに新人の黒田が選ばれている。後述するように軍官僚で新人の黒田の推薦は翼協本部の強い意向であった。三期連続当選で思想的にも時局に順応する小林が推薦候補に選ばれたのは当然であるが、八木が選ばれた理由は判然としない。考えられるのは次の二点である。一は武藤山治の女婿で翼賛会本部調査委員であったこと(翼協兵庫支部のメンバー二〇名のうち、元・現の神戸商工会議所会頭など財界人が一名と圧倒的に多い)。二は八木が三〇年選挙で岳父武藤率いる国民同志会から出馬↓トップ当選を果たしていた実績がかわれたことである。

ところが、八木は上記の通り得票数一一二四票と最下位で、これはさきの三〇年選挙で獲得した票数よりも約四〇〇〇票の減であった。三〇年選挙では地元の鐘紡高砂工場の労働者等の支持を得ていたが、今回はこうした労働者を多く抱える印南郡での得票数の激減が響いていると言えよう。印南郡での八木の得票率は二六・八%から八・一%に激減している。一方、黒田は地元出身と言うこともあり、この印南郡で六二・一%の高得票率を得ている。三〇年当時、八木を支持した多くの労働者も四二年の段階では八木を支持しなかったと言える。

非推薦で当選した吉田の今回の得票数一二一三八票は、さきの三七年選挙での得票数一一九八一票とほとんど変わ

らない。増えているのは加古郡での得票で、これは立候補を断念した河合の地盤でもあり、その河合票が若干吉田に流れたと考えられる。しかし、もつと重要なことは、河合票が今回は黒田により多く投じられた点である。三九年再選挙で吉田に流れた多くの農民票は、今回、吉田ではなく黒田に流れたと見なければならぬ。多くの農民や労働者が時局認識において、よりふさわしく「清新」な新人黒田を支持したことは、翼賛選挙における中央の意図が貫徹された事例と言わなければならない。

しかし、総じて国民は選挙本来の意味を見出し得ず、またほとんど同じことしか言わない候補者の演説を聞くほど暇でもなければ、政治的に未成熟でもなかったといえよう。しかし、だからといってこうした事態に積極的に拒否の姿勢を示す（棄権する）ことはせず、ただ最低限の義務だけは果たしようというのが大方の態度ではなかったか。これだけ棄権防止が叫ばれ、まるで非国民と言われかねない状況³⁶においては、投票率が上昇するのは当然と言えば当然であった。³⁶一区河上丈太郎の選挙事務長を務めた松沢兼人は「演説会の聴衆が終始少なくて……言論戦より推薦の名に人氣が集まったような観がある、結果からみて推薦候補者だけが当選しているが、果たしてこれでいいかどうか検討の余地があると思う」（『神戸』五月二日）と選挙のあり方に疑問を呈している。

八、肅選と翼選との関係

結論から言えば、翼賛選挙の論理はほとんどすべて肅正選挙のなかにあらわれていた。「非常時日本、挙国一致の日本である。……中央といはず地方といはず、党本位の勢力争ひに政治そのものまでも巻き込んで顧みなかった従来の型にはもう飽き飽きした。政党が……真に目覚めて更生を期するのであれば、宜しく議員候補者を厳選、あなたがち新人とは云はぬまでも、ひろく一般有権者の待望に添ふ程度の人物を出すことも重要」（『神戸』三五年九月二五日）。これは三五年県議選、投票日当日の神戸新聞社説である。ここには旧来型の政党及び政党人に飽きたらず、非常時日本にふ

さわしい候補者を待望する声がすでにあらわれていた。非常時から事変下、さらには大東亜戦争下といった新たな時局にふさわしい人物の待望が喧伝された。こうした時局にふさわしい新人待望論は、すでに三六年肅正選挙の総括における衆議院選挙法改正議論のなかに散見される。即ち、杜大党の川俣清音は既成政党の選挙法改正案が旧来の地盤擁護をめざしたものであることを批判すると同時に、「最も今日の革新的な方面に導いて居るのは、勢に燃ゆる清新の、青年議員の進出に依ると云ふことを考へざるを得ない」という論理で、年齢の低下による選挙権の拡張を主張していたのである。さらに川俣が、既成政党に対して選挙地盤を奉還するくらいの覚悟がなければ選挙法改正は出来ないと言うとき、「旧政党の地盤を擾乱するための一方法として採用された推薦制度はこの意味でその使命を果してゐるといふべきである」という翼賛選挙の成果につながる論理を内包していたと言えよう。

しかし、いくら新聞や当局が声高に新人待望論をぶつても、何らのキャリアを持たない一般国民が立候補↓当選することは難しい。よしんば当選してもその時々々の政治的判断を自ら下すことが出来ようか（そもそも翼賛議会のメンバーにそうした政治的判断が期待されることはなかったが）。とすれば、当選可能な新人とは軍関係者や翼賛関係者におのずと限られてくるのではなからうか。そして、選挙結果は実際そのようになるのである。

また、選挙の神聖さを強調するために、国旗掲揚や遙拝、神社参拝が強要されるなど神道色が全面に出されたことも肅選を機とするものであり、翼選にかけてさらに強化徹底された。また選挙権が、欧米流の権利という面よりも、その義務の面を強調するようになるのは肅選を契機とするものであり、翼選にかけてその傾向は強まりこそすれ、弱まることはなかった。三五年選挙の「義務としての投票権、不正選挙は不臣行為」と題する社説（『神戸』三五年七月三一日）での丸山鶴吉の発言と、「選挙権は日本国民においては親政翼賛、御下問奉答の重大義務」（『神戸』四二年四月三〇日）とする翼賛選挙下とは全く同じであった。

- (1) 『帝國議會衆議院委員會議録 昭和編六一』（以下、『委員會議録 六一』と略称する）東京大学出版会、一九九四年、三五九頁。
- (2) 同上、三六〇～三六二頁。
- (3) 同上、三七〇頁。
- (4) こうした批判に対して、当時は司法大臣もこれを謙虚に受け止める姿勢を示していたが、後述の三九年府県會議員選挙の際、宮城新法相は「選挙人も被選挙人も奉公の誠を致さねばならないのであるから、違反を格別嚴重に取り締まることは当然である」（『神戸新聞』三九年九月二日）と語っている。従って、武富の批判の趣旨は生かされておらず、司法のトップの姿勢は肅正選挙時と変わっていない。
- (5) 前掲『委員會議録 六一』三五八頁。
- (6) 同上、三七一頁。
- (7) 『昭和十一年二月執行衆議院議員総選挙の取締概況』『内務時報』第一卷、第四号、一九三六年、三一頁。
- (8) 前掲『委員會議録 六一』四六五～四六六頁。
- (9) 同上、五二七～五二九頁。
- (10) 選挙委員の数を二〇人から二五人に増やしたり、第三者の選挙運動の範囲を拡張したり、選挙事務長、選挙委員や演説の弁士に日当を支給しようといった内容であった『帝國議會衆議院議事速記録 第六八卷』（以下、『速記録 六八』と略称する）東京大学出版会、一九八四年、八一五～八一六頁。
- (11) 同上、『速記録 六七』八八～九一頁。
- (12) 同上、『速記録 六八』八六〇～八六一頁。
- (13) 同上。
- (14) 前掲『委員會議録 八〇』一九頁。なお、この政府提出の北支事件費については、各政党政派いずれも賛成ではあるが、ニュアンスに若干の相違がある。第一議員倶楽部が「更に多額の経費を要するものと考へ」と政府の尻を叩くのに対して、社大党の片山哲は、あくまで近衛の国際正義、不拡大主義に期待するとしている（同上、二〇頁）。
- (15) 同上、『委員會議録 八一』八三頁。
- (16) 栗屋憲太郎「一九三六、三七年総選挙について」『日本史研究』一四六、一九七四年、一一四頁。

- (17) 前掲「委員会議録 八〇」八三頁。
- (18) 同上、一一九頁。なお、森田はある人物が選挙違反として取調を受けた体験を「虚偽の自白をする迄」と題してまとめた長文の手記を参考資料として提出している(同書、一四五―一五九頁)。これを読めば三七年選挙における取調の一端がうかがえる。
- (19) 同上、一二一頁。
- (20) 坂野潤治「戦前日本の「民主化」の最終局面(一九三六・三七年)」、『社会科学研究』四九巻、三号、一九九八年、一九六―一九七頁。さらに坂野は四月三〇日の三七年選挙から七月七日の日中戦争の勃発までの間に行われた、京都市、神戸市、大阪市、八幡市などの市会議員選挙で、社大党の躍進に一層のはずみがついたとし、五月二一日の京都市議選では同党は一〇人全員当選、翌日の神戸市議選でも一〇人中八人を当選させ、そのうち四人は最高点当選であったと指摘している(同書、二二九―二三〇頁)。
- (21) 同上、二二二頁。
- (22) 「事变下に於ける選挙粛正運動に就いて」、『内務厚生時報』第四巻、第八号、一九三九年、四―五頁。
- (23) 同上、五頁。
- (24) 県当局では「銃後県民の義務として一票を投ぜよ」と県民としての責務に訴えている。また、工場でも例えば川崎造船所では投票日当日(月曜日)残業を廃止し、各工場とも午後四時に作業を打ち切り、全職工に投票を勧告している(『神戸』九月二六日)。
- (25) かつての政党内閣時のような選挙自体の意味を見いだせない有権者は、「棄権は悪いことらしいから、ともかく有権者の誇りと義務とを果たすだけはやろうという機械的な気分が支配して来るのである」(『朝日』三九年九月二九日)。こうした機械的気分は翼賛選挙において一層強められた結果、翼賛選挙では棄権率が従来に比し減少したものと思われる。
- (26) 内ヶ崎作三郎「府県会選挙の結果を顧みて」、『民政』第三二二号、三九年一〇月、一二頁。
- (27) 『民政』第三一三号、三九年十一月、三―九頁。
- (28) 八月一〇日の政友会支部協議会では、第三区選出の県会議員五名の中から候補者をという案が出されたが希望者なしで頓挫した(『神戸』八月一日)。また、その後の調整で出馬することになっていた奥源之助が身辺の事情により断念した(『神戸』八月一日)。
- (29) 三九年県議選においても、経費節約や様々な選挙運動の統制が励行されたが、演説回数が制限されたり、宮崎県のように現職の三二名が全員再選することを理想とし、全候補者は中立を標榜、第三者の推薦状を厳禁、演説会を開催しない等々を決めた所もあ

る(前掲『民政』第三二二号、一一頁)。

(30) 「国民精神総動員機構の改組に就て」『内務厚生時報』第五卷、第六号、一九四〇年、一七六頁。

(31) 「大東亜戦争完遂翼賛選挙貫徹運動について」『内務厚生時報』第七卷、第三号、一九四二年、三四四頁。

(32) 同上。

(33) 河合義一 伝刊行委員会編『河合義一 農民の友として』一九七六年、三〇三頁。なお、この件については、戦時下から戦後の一九五五年くらいまでの河合の日記が残されており、筆者は現在、解読の途中であり今後明らかにしていきたい。

(34) 『資料日本現代史4 翼賛選挙①』大月書店、一九八一年、一一八～一二三〇頁。

(35) 坂兵庫県知事は投票を前に、「固より選挙は権利というよりも大政翼賛の光栄ある義務でありますが故に、苟もこの貴い義務をおろそかにして棄権するようなことがあつては、戦捷国民としてまことに恥すべきことといわねばなりません」(『神戸』四月三〇日)と語っている。

(36) 翼賛選挙の棄権率は一六・九%と、一九二八年の普選以来、三〇年総選挙の一六・七%に次ぐ二番目の低さであった。東條首相はこの棄権率の低下を「国民の真摯純正なる政治的意志を表明し、大東亜戦争下における挙国鉄石の決意を中外に顕示するもの」と評価した(前掲『資料日本現代史5 翼賛選挙②』一一二二頁)。

(37) 前掲『速記録』六六、四〇〇頁。

(38) 朝日新聞社編『翼賛選挙大観』朝日新聞社、一九四二年、二〇頁。

(追記)

本稿は、二〇〇〇年度日本選挙学会における発表に加筆修正したものである。なお、学会発表の当日、討論者として有益なご助言を賜った明治大学名誉教授富田信男先生に厚く感謝申し上げる次第である。